

答申第 792 号

情公第 1753 号
令和 6 年 8 月 15 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成31年2月15日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件
（その48）（諮問第833号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づく平成30年12月10日付け裁決を受けて行った、同月26日付け行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表2項番④の「非公開情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、平成28年10月5日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同年11月18日付けで、行政文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月20日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (4) 前回審査請求に対し、諮問実施機関（条例第17条に規定するものをいう。以下同じ。）は、平成29年7月4日付けで、神奈川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。
- (5) 上記(4)の諮問に対し、当審査会は、平成30年10月18日付けで、次のア及びイに掲げる内容の答申（以下「前回答申」という。）を行った。
 - ア 実施機関は、平成28年9月15日13時30分から開催された特定会議の会議資料（以下「特定会議資料」という。）を対象文書として特定した上で、改めて諾否の決定を行うべきである。
 - イ 実施機関は、原処分において非公開とした情報の一部を公開すべきである。
- (6) 前回答申を受けた諮問実施機関は、平成30年12月10日付けで裁決（以下「本件裁決」という。）を行い、本件裁決を受けた実施機関は、審査請

求人に対し、平成30年12月26日付けで、別表1に掲げる行政文書を特定した上で、次のア及びイに掲げる内容の諾否決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 特定会議資料に含まれる情報の一部が条例第5条第1号又は第4号に規定する非公開情報に該当することを理由とする一部公開決定

イ 本件裁決により非公開処分を取り消された情報を公開する決定

(7) 審査請求人は、平成31年1月17日付けで、本件処分のうち、上記(6)アに掲げる処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(8) なお、過去に当審査会は、同一の特定会議資料かつ同一の非公開情報が争われた同一の審査請求人による諮問案件を審議しており、実施機関（担当：平塚保健福祉事務所秦野センター）に対し、答申（平成30年11月22日付け答申第702号。以下「答申第702号」という。）を行っている。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 行政文書の特定の妥当性について

ア 文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

イ 前回答申において文書の特定漏れが認定されており、また、実施機関は平成31年1月30日付け弁明書においてさらに特定漏れを起こしたことを自白している。それらの経緯を鑑みても、さらに特定漏れを行っていることが否定できない。

ウ 原処分について審査会で審査済みであるとの弁明があるが、実施機関が答申を尊重した裁決をするか、裁決通りの処分をするかどうかは、別の問題であり、実際に、答申とは異なる処分がなされることが生じている以上、審査済みであるということとはできない。

エ 特定会議資料のうち、会議次第に記載されている資料7及び資料8の不存在については、実施機関の弁明からしても、明らかに特定漏れであるにもかかわらず、特定漏れがないとする矛盾した主張を展開している。したがって、資料7及び資料8について、本当に実施機関の弁明のとおり

りであれば、文書不存在による不開示決定をすべきであるが、保有しているのであれば、開示すべきである。

オ 本当に実施機関の弁明のとおりであれば、上記エのとおり、精神保健福祉センターに資料を返却したことに係る文書も特定すべきである。なお、精神保健福祉センターからは、本件弁明書記載の旨のような実施機関から当該資料を返却されたことを示す文書が特定されていないことから、実施機関の当該弁明には著しい疑義があると言わざるを得ない。

(2) 非公開情報該当性について

ア 措置入院者の支援状況は、弁明書及び開示文書の記載からして、統計情報又は箇条書きであり、個人識別情報とは言えず、他の統計情報が神奈川県ホームページ上で公表されており、独立行政法人統計センターが運営しているホームページ「e-Stat」に掲載されていることも神奈川県ホームページに明記されている。また、精神医学の学術雑誌等で特定の施設（病院や学校や刑事収容施設等）における本件に相当する統計情報が公になっているにもかかわらず、本件情報のみを不開示とする理由はない。

イ 障害者の権利条約では強制的精神医療自体の廃絶が規定されており、拷問禁止委員会や自由権規約委員会等の日本政府に対する勧告等によっても、本件対象は、障害の当事者団体や人権団体をはじめとする市民社会と積極的に共有しておくべきものであり、措置入院させられた人間の人権擁護のために重要な情報である。

ウ 退院後に支援を受けるか否かは支援を受ける本人に決定する権利があることから、「支援を受けないで済むように振る舞う」などという言葉は著しく不相当であり、そもそも支援という言葉をはき違えている。実施機関の言う支援とは、監視のことである。

エ したがって、条例第5条第1号にも同条第4号にも該当しないか、たとえ同条第1号に該当したとしても、同号ただし書全てに該当する。

(3) 条例第7条該当性について

ア 不開示部分は、いずれも、条例第7条に該当する。

イ 特定事件の重大性に鑑みて、ただし書の生命等保護規定や公益上の理

由による裁量的開示規定は、まさに本件のような場合に発動すべきであって、言い換えれば、本件で発動しなければ如何なる場合にも同規定が発動されず、空文化することを懸念する。

(4) その他の主張

実施機関は、審査会の答申で開示の判断が出ている情報につき不開示と判断している。これは、条例第16条第1項の規定に違反するとともに、同条例及び行政不服審査法の全体の精神にも違反している。このような措置を繰り返すことで審査請求人に現金書留の高額な出費を強いており、これは由々しき事態である。

4 実施機関（担当：健康医療局がん・疾病対策課）の説明要旨

(1) 行政文書の探索の不十分性及び解釈上の行政文書不存在について

審査請求人は、文書の探索が不十分であることや、解釈上、行政文書に該当しないと判断したことが違法である旨主張しているが、次のとおり、かかる主張には理由がない。

ア 行政文書の特定について

(ア) 審査請求人は、前回審査請求においても、文書の探索が不十分であること等を主張しているが、この点については、本件裁決において明らかかなように既に審査済みである。

(イ) 当該審査の結果、本件公開請求の趣旨に照らして特定すべき文書は、本件裁決のとおり、原処分において特定した文書及び本件処分において改めて特定した文書のみであるところ、この点について変わるところはなく、また、これを覆すような新たな事情もないことに鑑みれば、本件処分における文書の特定に遺漏はない。

イ 資料7及び資料8の不存在について

新たに特定した特定会議資料のうち、会議次第に記載されている資料7及び資料8については、取扱いに最大限の考慮が必要な性質の行政文書であり、当該資料の持出しについては必要最低限に留めるべきであること、また他事業において同程度の情報を事前に入手しており、実施機関には不要な資料であったことから、特定会議終了後、会議主催者で

ある精神保健福祉センターに資料を返却したため、文書不存在と判断した。

(2) 特定会議資料中の非公開情報（別表2 項番①～⑤の「非公開情報」欄に掲げる情報）の条例第5条各号該当性について

ア 条例第5条第1号該当性について

(ア) 別表2 項番①の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、県保健福祉事務所及び県内保健所ごとに、措置入院者にかかる各項目を統計として集計し、また、措置入院者への支援について、支援に至らなかった個別具体的な理由を整理したものであり、いずれについても、特定の個人を識別できない情報ではある。しかしながら、標記情報は、県保健福祉事務所及び県内保健所ごとに整理されたものであって、その集計値も決して大きくないこと、また、支援に至らなかった理由が個別具体的に整理されていること、さらに、「措置入院」という個人の人格、内面等に密接にかかわる情報であることに鑑みると、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

よって、かかる情報は条例第5条第1号本文に該当する。

また、統計情報を含め、かかる情報は現に公にされておらず、また、公にする予定もないことから、同号ただし書イに該当することはなく、情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

(イ) 別表2 項番③の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、特定の個人の氏名は記載されていないものの、特定保健福祉事務所における措置入院の事例として、特定の者を念頭に、措置入院に係る具体的状況が記載されたものであることから、前記(ア)と同様の理由により、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ 条例第5条第4号該当性について

(ア) 別表2 項番④の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、公表前の未確定情報であることを前提に、特定会議の出席者から情報提供された特定事件を受けて実施された職員のこころのケアに関する面接対応実績人数であるところ、正式な記者発表における各種数値については、事実上、厳格な正確性が要求されるものである。したがって、かかる実情を踏まえると未確定情報として提供された面接対応実績人数に誤りがあり、後日正式に行われる記者発表における数値と齟齬が生じた場合、正式な記者発表における数値の正確性が疑われ、結果、当該記者発表の信憑性自体を損なうおそれがある。

よって、かかる情報は、公開することにより、後日予定されている記者発表事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 別表2 項番⑤の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、積極的支援を要する措置入院退院者の判断基準であるところ、公開することにより、退院後の支援を忌避する者が、同基準を参考に支援を受けないで済むように振る舞う等して、円滑な支援の実施に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることに鑑みると、ここにいう「公益上特に必要があると認められるとき」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、人の生命・身体などの保護の必要性よりも、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性がある場合を意味すると解される。審査請求人は、本件処分において非公開とした情報が条例第7条に該当する旨主張するが、かかる情報の内容に鑑みれば、これらを公開したとしても、人の生命・身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、同

条に基づき裁量的公開をしなかったことは適当である。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法であると主張している。これに対し実施機関は、本件裁決において明らかなように、行政文書の特定については既に審査済みであり、これを覆す新たな事情もないため、文書の特定に遺漏はない旨主張している。そこで、以下、本件処分における行政文書の特定の妥当性について検討する。

この点、当審査会は前回答申において、実施機関は特定会議資料を対象文書として特定した上、改めて諾否決定を行うべき旨の判断を示した。そして、その後の本件裁決の内容及び本件処分の内容を確認したところ、当審査会による前回答申に沿った判断が行われていることが認められ、特定会議資料以外に請求内容に合致する文書の存在をうかがわせる新たな事情も認められない以上、行政文書の特定に遺漏はないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、審査請求人は、特定会議資料中の会議次第に記載された資料7及び資料8が文書不存在と判断された点についても争っているが、この点に係る実施機関の説明、すなわち、これらの行政文書は取扱いに最大限の考慮が必要な性質の行政文書であり、当該資料の持出しについては必要最低限に留めるべきであること、また他事業において同程度の情報を事前に入手しており、実施機関には不要な資料であったことから、特定会議終了後、会議主催者である精神保健福祉センターに資料を返却したため、文書不存在と判断したとの説明にも、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

以上のことから、本件処分における行政文書の特定は妥当である。

(2) 非公開情報該当性について

審査請求人は、実施機関が特定会議資料中、非公開とした別表2項番①～⑤の「非公開情報」欄に掲げる各情報（以下「本件非公開情報」とい

う。)を公開するように求めている。

この点、本件非公開情報が条例第5条各号に定める非公開情報に該当するか否かについては、答申第702号で判断済みであることから、以下、当該答申を踏まえて当審査会の判断を示すこととする。

ア 別表2 項番①の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、県保健福祉事務所及び県内保健所ごとに、措置入院者にかかる各項目を統計として集計し、また、措置入院者への支援について、支援に至らなかった個別具体的な理由を整理したものであると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報のいずれにも該当しないことを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第702号において、標記情報は「県保健福祉事務所及び県内保健所ごとに整理されたものであって、集計値も決して大きくないこと、また、支援に至らなかった理由が個別具体的に整理されていること、さらに、『措置入院』という個人の人格、内面等に密接にかかわる情報であることに鑑みると、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。」とし、また、条例第5条第1号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報にも該当しないとして、標記情報を非公開とした実施機関の判断を妥当と判断した。そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

イ 別表2 項番②及び③の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表2 項番②の「非公開情報」欄に掲げる情報は、県保健福祉事務所及び県内保健所における措置入院にかかる課題、成果等を整理したものであり、また、別表2 項番③の「非公開情報」欄に掲げる情報は、特定の保健福祉事務所における措置入院の事例として、特定の者を念頭に、措置入院に係る具体的状況が記載されたも

のであると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報のいずれにも該当しないことを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第702号において、標記情報は「特定の保健福祉事務所における措置入院の事例として、特定の者を念頭に、措置入院に係る具体的状況が記載されたものである。」として、前記アに掲げる情報と同様の理由により、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開とした実施機関の判断を妥当とした。そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

ウ 別表2 項番④の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、公表前の未確定情報であることを前提に、特定会議の出席者から情報提供された特定事件を受けて実施された職員のこころのケアに関する面接対応実績人数であることが認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第702号において、「正式な記者発表における各種数値については、事実上、厳格な正確性が要求されており、かかる実情を踏まえると、未確定情報として提供された面接対応実績人数に誤りがあり、後日正式に行われる記者発表における数値と齟齬が生じた場合、正式な記者発表における数値の正確性が疑われ、結果、当該記者発表の信憑性自体を損なうおそれがあると言える。したがって、かかる情報は、公開することにより、後日予定されている記者発表事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。」としている。

この点、本件処分時においては最終的な面接対応実績の人数は記者発表されていたと思料されるが、仮に、標記情報が記者発表された最終的

な面接対応実績人数と一致しないものであったとしても、答申第702号の対象となった処分の時点から2年以上が経過している本件処分時に至っては、標記情報が途中経過の数値にとどまるものであったことは明白となっている以上、標記情報を公開したとしても、最終的な記者発表数値の正確性に疑義を生じさせるような事態につながることは想定し難い。よって、本件処分時点においては、標記情報を公開しても、条例第5条第4号に規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは認められないため、実施機関は標記情報を公開すべきである。

エ 別表2 項番⑤の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、各保健福祉事務所等による積極的な支援を要する措置入院退院者の判断基準を示したものであると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第702号において、標記情報は「公開することにより、退院後の支援を忌避する者が、同基準を参考に支援を受けないで済むように振る舞う等して、円滑な支援の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる」ことから、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当すると判断した。そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

(3) 裁量的公開について

審査請求人は、本件非公開情報について、条例第7条の規定に基づく裁量的公開を求めているが、当審査会は答申第702号において、その必要性を否定している。そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が裁量的公開を行わなかったことは妥当である。

(4) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

番号	実施機関が特定した行政文書
1	平成 28 年 8 月 4 日付特定施設へのこころのケアニーズ調査
2	特定施設 こころのケア関係打合せ報告書及び名簿
3	平成 28 年度第 1 回保健福祉事務所等精神保健福祉担当者会議の資料について（伺い）
4	平成 28 年度第 2 回保健福祉事務所等精神保健福祉担当者会議の会議資料

※ 本件処分に係る各行政文書一部公開通知書に記載された行政文書名は上記表のとおりであるが、番号 3 及び番号 4 の行政文書自体に記載された会議名称は、それぞれ、平成 28 年第 1 回保健福祉事務所等精神保健福祉業務担当者会議、平成 28 年度第 2 回保健福祉事務所等精神保健福祉業務連絡会となっている。

別表 2

項番	資料番号	資料名称	非公開情報	条例適用事項
①	資料 1	保健福祉事務所・保健所による措置入院者の支援状況	年度ごとの措置入院者の支援状況に関する情報	第 5 条第 1 号
②	資料 2	保健福祉事務所・保健所による措置入院者の支援状況（2）	「課題、成果等自由記載」欄中の情報	第 5 条第 1 号
③	資料 4	特定保健福祉事務所別表	特定の措置入院例に関する情報	第 5 条第 1 号
④	資料 5	特定事件に係る職員のこころのケア対応概要	「4 面接対応実績（9/8 現在）」中の非公開情報	第 5 条第 4 号 柱書
⑤	参考資料	措置入院者退院支援ガイドライン	「Ⅲ ガイドライン」の「（2）積極的支援の要否判断」中の非公開情報	第 5 条第 4 号 柱書

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 31 年 2 月 19 日 (収受)	○ 諮問
令和 6 年 6 月 20 日 (第 245 回部会)	○ 審議
令和 6 年 7 月 30 日 (第 246 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和6年8月15日現在) (五十音順)